

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年1月8日

収支等命令者

佐賀県杵藤土木事務所長 伊賀屋 豊

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 委託業務名 | 広田川排水機場竣工式運営業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別添「仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月31日（月曜日）まで |
| (4) 履行場所 | 別添「仕様書」のとおり |

2 入札に参加するために必要な資格・要件

本入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 佐賀県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種の契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札一時停止措置要領に該当する者でないこと。

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届（様式1）に次の関係書類を添えて令和7年1月15日（水曜日）午後5時までに次の担当課に持参又は郵送すること。（郵送の場合は、簡易書留により上記期限までに担当課へ必着のこと）

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(1) 関係書類

ア 入札参加届（様式1）

イ 佐賀県内の本店、支店又は営業所に関する概要書（様式2）

ウ 同種業務の履行実績調書（様式3）（過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との同種契約の実績について記入の上、提出してください。）

(2) 担当課

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和265番地

佐賀県杵藤土木事務所 総務課

電話：0954-22-4184

電子メールアドレス kitoudoboku@pref.saga.lg.jp

4 入札に関する質問書の受付等

本入札に関する質問については、質問書（様式4）に記入の上、次の問合せ先まで電子メールで送付すること（電話、ファクシミリ、対面その他電子メール以外の方法による質問は不可とする。）。

質問を受理した場合、随時、質問のあった者に対して電子メールにより回答するとともに、質問及び回答の内容は、次のホームページ上で閲覧に供する。閲覧期間は、回答の翌日から入札日までとする。

（問合せ先）

佐賀県杵藤土木事務所 総務課

電子メールアドレス kitoudoboku@pref.saga.lg.jp

ホームページアドレス https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji003101393/index.html

5 入札書の提出場所等

(1) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和7年1月22日（水曜日）午後2時

イ 場所 佐賀県武雄市武雄町昭和265

佐賀県武雄総合庁舎本館4階特別会議室

ウ 入札方法 入札者又は代理人が入札書（様式5）を直接持参しての入札とする。

なお、代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式6）を提出すること。

(2) 入札説明会

実施しない。

(3) 開札に関する事項

開札は、入札者又は代理人の立ち会いの上、行う。

(4) 入札の辞退

入札を辞退する者は、入札辞退届（様式7）に辞退の理由を明記し、入札当日までに上記(1)の場所に持参すること（上記(1)のアの日時より前に届け出る場合は、上記3の(2)の場所に持参すること。）。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名等について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者

オ 1人で2以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のない者

キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に関する行為を行ってはならない。

(5) 入札の中止等

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期・中止することがある。

なお、これにより損害が生じた場合にあっては、発注者においては、その損害を賠償する責任を負わない。

ア 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返す。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより、落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

エ 1回目の開札の結果、最低の価格が予定価格を超える場合は、直ちに再度入札（1回目を含め3回を限度）を行う。この場合、先の入札において無効入札をした者は、再度入札に参加することができない。

オ 落札者の決定後であっても、落札者が資格・要件のいずれかを欠くに至ったとき、又は落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、落札者の決定を取り消すものし、契約締結後においては当該契約を取り消すものとする。なお、上記の取消しに伴い、当該落札者又は当該契約相手方において損害が生じた場合であっても、発注者においては、その損害を賠償する責任を負わない。

(7) 契約書作成の要否

要